



さいたま市における森林環境譲与税の活用について



1 森林環境譲与税 活用方針制定の経緯

- ① パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、**森林環境税及び森林環境譲与税が創設**
- ② 国税として**国民から課税徴収した森林環境税を原資として、市町村に対し、森林整備等に利用できる財源として森林環境譲与税を譲与**
※森林環境税の課税は令和6年度開始、森林環境譲与税の譲与は令和元年度に開始であり、令和6年度までの期間は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、先行的に譲与されている。
- ③ **令和6年度から国民に対して森林環境税の課税（1,000円／年）が開始されることに伴い、市民の制度理解を深めるため、本市における森林環境譲与税の活用方針を定め、市民に対し公表するもの**

2 森林環境譲与税 活用方針の内容

森林環境税は、**山間部森林が持つ公益機能を国民一人ひとりが享受していることを鑑み創設された国税**であり、森林環境税を原資とした**森林環境譲与税の用途については、森林整備に資するよう広域的な視点を持って検討する必要がある。**

本市では**都市部自治体の役割として、県産木材等の利用促進及び森林が持つ公益的機能に関する普及啓発を図ることを、譲与税の基本的な活用方針とする。**

【参考】R2.3.18参・総務委員会 国会答弁概要
 Q 譲与税の大きい都市部における有効的な活用方法は如何。
 A 都市部における木材利用を促進することで森林整備が一層図られるとともに普及啓発を行うことで国民の理解が深まることが期待。

3 森林環境譲与税の用途に係る重点事業の設定

- ▶ 林野庁通知「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（送付）」で用途を例示。当該範囲で利用
- ▶ 活用方針において以下の**3事業を本市譲与税の重点事業と位置付け、森林環境譲与税の計画的・効果的な活用を実施**

公共施設の木造化・木質化の推進

学校、保育園、児童センター、図書館、公民館などの公共施設の更新や修繕等の際に木造・木質化を推進



メリット
 木に触れられる安らぎ空間の増加、木育効果など

県産材等の利用促進

案内看板やベンチなど、広く市民の利用が見込まれる設備や、イベントでの配布を想定した啓発品などに、県産材等の積極的な利用を推進



メリット
 木材利用促進の機運醸成、森林資源循環利用による環境負荷軽減など

山間部自治体等との連携

山間部自治体等と協働による市内イベント等へ出展を通して、森林の公益的機能等の普及啓発を実施



メリット
 地域間交流の促進、市民が木に親しみを持つ機会の創出など

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

令和6年度から施行

国

令和元年度から施行

交付税及び譲与税

配付金特別会計

都道府県

市町村

国税	森林環境税	1,000円/年 (賦課徴収は市町村が行う)
個人住民税 均等割	道府県民税	1,000円/年
	市町村民税	3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

賦課決定

納税義務者

約6,200万人

森林環境譲与税

私有林人工林面積(林野統計より補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

●市町村の支援等

インターネットの利用等
により用途を公表

市町村

- 間伐(境界面定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等
により用途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化
防止機能

災害防止・
国土保全機能

水源涵養機能

等